

予算項目	原水及び浄水費 委託料
委託番号	委託 第56号

設 計 書

課 長	課長補佐	係 長	副務者	検 算	主務者 (監督員)

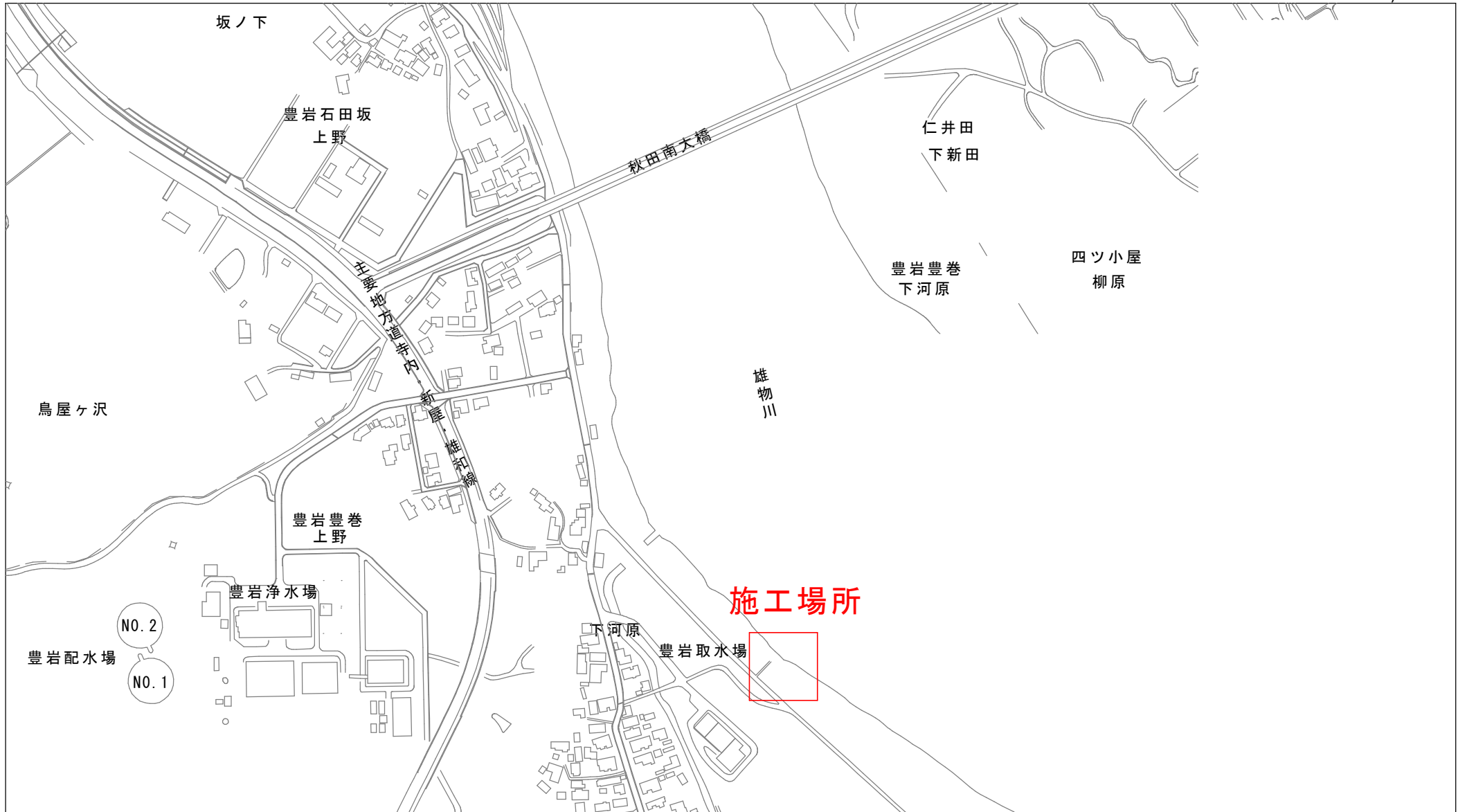
年 度	令和5年度	作 成 年 月 日	令和5年 7月 3日	履行期間	から
委 託 名	豊岩取水場導水管端部漏水調査業務委託				令和 6年 1月31日
委託場所	豊岩豊巻字下川原161番地の7 地先			契約者	
設計金額	金 円也				
財源区分	国 補 ・ 県 補 ・ [市 単]				

費 用 内 訳			業 務 概 要	
	設 計 額 (円)		・導水管端部漏水調査業務	
	業 務 価 格		導水管端部目視点検 φ 1,300	
	消費税等相当額			
	業 務 委 託 費			
			副務者 (職名)氏名	
			主務者(監督員)(職名)氏名	

箇所図

豊岩取水口

S=1:5,000



豊岩取水場導水管端部漏水調査業務委託

秋田市上下水道局浄水課

業務委託費内訳書

工 種	種 別	細 目	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
業務委託費							
	直接業務費	角落し設置撤去	回	1			
		水替工	回	1			明細書第1号
		目視調査工	回	1			
		設計協議	式	1			
		報告書作成	式	1			
		計					[直接業務費]
	共通仮設費	共通仮設費 (率)	式	1			
		運搬費 (積み上げ)	式	1			
		計					[共通仮設費]
純業務委託費							

業務委託費内訳書

工 種	種 別	細 目	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
	現場管理費		式	1			
業務原価							
	一般管理費等		式	1			
業務価格							
消費税等相当額							業務価格× 10%
業務委託費計							

直接業務費

明 細 書

(第 1 号)

水替工

種 別 名 称	細 目	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
ポンプ運転	25kVA低騒音型 φ 150 全揚程15m以下	日	1			
ポンプ設置・撤去		箇所	1			
計		回	1			

豊岩取水場導水管端部
漏水調査業務委託

特 記 仕 様 書

令和 5 年度
秋田市上下水道局浄水課

第1章 総 則

第1条（適用）

この仕様書は、豊岩取水場導水管端部漏水調査業務委託（以下「業務」という。）に適用する。なお、本仕様書に定めのない事項は、公益社団法人日本水道協会発行「水道施設設計指針」、「水道維持管理指針」、「配水管工事標準仕様書（秋田市上下水道局）」、「配水管工事標準仕様要領集（秋田市上下水道局）」の各最新版で定めるものとし、その他は委託者の定める監督員（以下、「監督員」という。）との協議により決定する。

第2条（目的）

この業務は、豊岩取水場の導水管端部漏水について点検調査を実施し、施設状況の把握を行うものである。

第3条（法令等の遵守）

受託者は、業務に当たり関係する法令、条例、規則等（以下「関係法令」という。）を遵守すること。

- 2 受託者は、資格等（資格、検定、認定等）を必要とする業務は、当該資格等を有する者に行わせること。

第4条（基本事項）

この業務は、契約書、特記仕様書、図面に基づいて行うこと。

- 2 特記仕様書に明示されていない事項であっても、業務の性格上、当然必要なものは施工すること。

第5条（指示事項）

監督員は受託者に、この特記仕様書に定めるもののほか、必要に応じ業務の履行に伴う指示等を行うことができる。

第6条（提出書類）

契約事項に関する書類のほか、次の書類を提出すること。ただし、監督員が特に必要があると認めた書類は、別に提出させることができる。

- (1) 配水管工事標準仕様書（秋田市上下水道局）に準用するもの

ア 業務計画書（概要、現場組織、業務工程、業務方法、安全衛生、従事者一覧表ほか）

イ 手順書 1部

- ウ 週間工程表
- エ 作業日誌
- オ 業務完了届
- カ 業務状況記録写真 1部

(2) その他

- ア 必要に応じて、委託打合簿
- イ 作業状況を記録したDVDもしくはCD-R 1枚
- ウ 業務報告・解析書 1部
- エ その他必要とする書類

第7条（諸官庁等への手続）

受託者は、業務に必要な場合、関係諸官庁および他企業に対する一切の手続きを行うとともに、その経過について監督員に報告すること。関係諸官庁との協議事項および指示事項は、記録にとどめて委託者に提示すること。また常に密接な連絡を保ち、設備使用開始に支障のないようにしなければならない。これに必要な経費は受託者の負担とする。

第8条（事前調査）

受託者は、業務着手に先立ち、現地の状況、関連作業等について綿密な調査を行い、実状を把握のうえ履行しなければならない。

なお、必要とする各機器については、事前に持ち込みを認める。

第9条（工程等の打合せ）

受託者は、稼働中の施設内での作業であるため、工程等については、事前に監督員と密接な連絡を取り、浄水場の機能に支障を与えないようにしなければならない。

第10条（取水機能保持）

点検作業中は取水を停止するが緊急の場合、受託者は取水再開まで必要な措置を講じなければならない。

第11条（安全管理）

受託者は、現場代理人を定め、作業中は、現場に常駐するとともに、常に業務の安全管理に留意しながら現場管理を行い、災害の防止に努めるものとする。

- 2 受託者は、業務に当たり、関係法令を遵守し労働災害、公衆災害等の防止に必要な措置を講じ、常に安全管理に努めること。
- 3 受託者は、業務に当たり、特に危険が予想される箇所では必要な安全対策を行い、事故防止に万全を期すこと。
- 4 受託者は、火気を使用する場合、十分な防火措置を講じること。

第 12 条（衛生管理）

受託者は、水道施設構内又はその付近での業務に当たって、関係法令を遵守し、衛生管理に十分注意すること。

- 2 受託者は、作業従事者について水道法第 21 条（昭和 32 年法律第 177 号）および同法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 45 号）第 16 条に基づく健康診断（腸内細菌検査 ・ 腸管出血性大腸菌検査）の検査結果報告書を作業開始日までに提出しなければならない。（写し可）なお、業務期間が同報告書の発行日から起算して 6 か月を超える場合は新たに検査を実施し、結果報告書を提出すること。

第 13 条（業務時間）

業務時間は、原則委託者の通常勤務時間と同様とする。やむを得ず、土日祝日および時間外業務を行う場合は委託者に事前承諾を得ること。

第 14 条（業務用工具および業務用消耗品）

業務用工具および業務用消耗品は、受託者の負担とする。

第 15 条（業務用電力および業務用水）

業務用電力については受託者負担とするが、業務用水については、原則、委託者で支給とする。

第 16 条（事故および機器の不具合）

受託者の責任に帰する事故および施設の不具合については、受託者の責任と負担により速やかに処置するとともに、監督員にも速やかに報告すること。ただし、責任の所在が明確でない場合は、その都度、監督員と受託者との協議のうえ対応を決定する。

第 17 条（業務実施時期）

業務実施時期は委託者と受託者で協議のうえ決定する。

第 18 条（その他）

本特記仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、必要に応じて双方協議し定めるものとする。

第 2 章 漏水調査業務

第 19 条（対象施設）

業務を行う施設は、次のとおりとする。

対象施設住所 豊岩豊巻字下川原 161 番地の 7 地先（豊岩取水口）
導水管 φ1,300 ヒューム管端部 ゲート弁あり

第 20 条（業務内容）

業務内容は次のとおりとする。

ア 導水管端部の漏水調査を実施するための角落し設置、撤去
使用する角落しは、取水場に保管しているものを貸与する。

（運搬は受託者対応とする）

角落し寸法 W3,080×H401×D131（mm）

角落し重量 約 54 k g

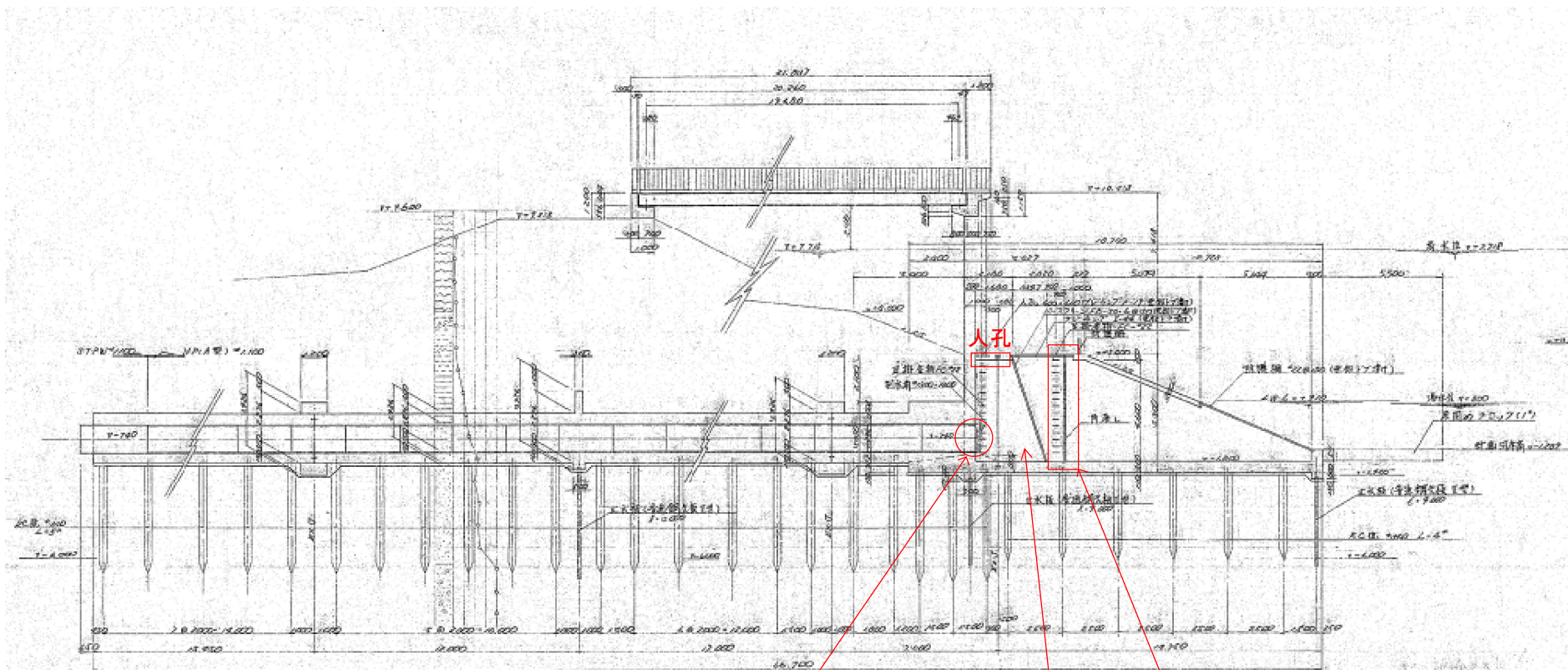
使用組数 11 組 12 m²程度

イ 角落し設置後、目視点検をするための水替え作業

ウ 漏水箇所の目視調査

エ 対象構造物の補修方法の提案

オ 報告書の提出（書面 1 部、DVD もしくは CD-R 1 部）



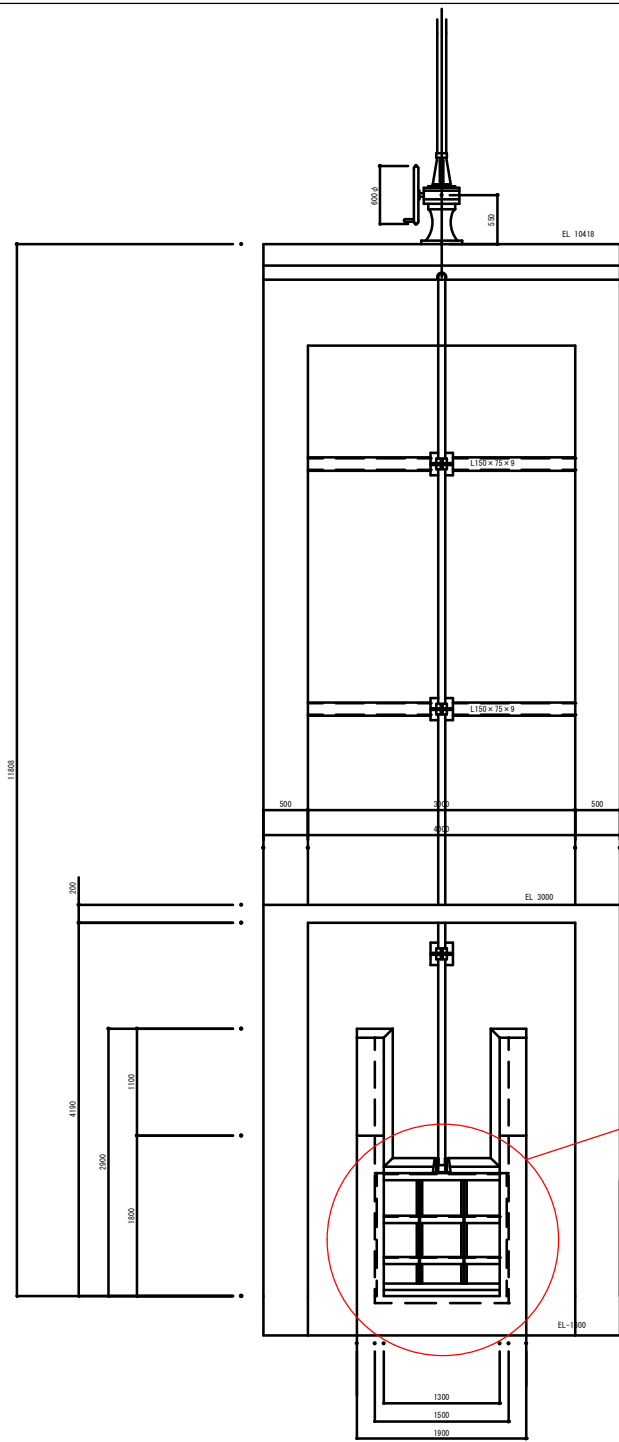
導水管端部点検箇所

角落し設置箇所

水替えポンプ据付・撤去箇所

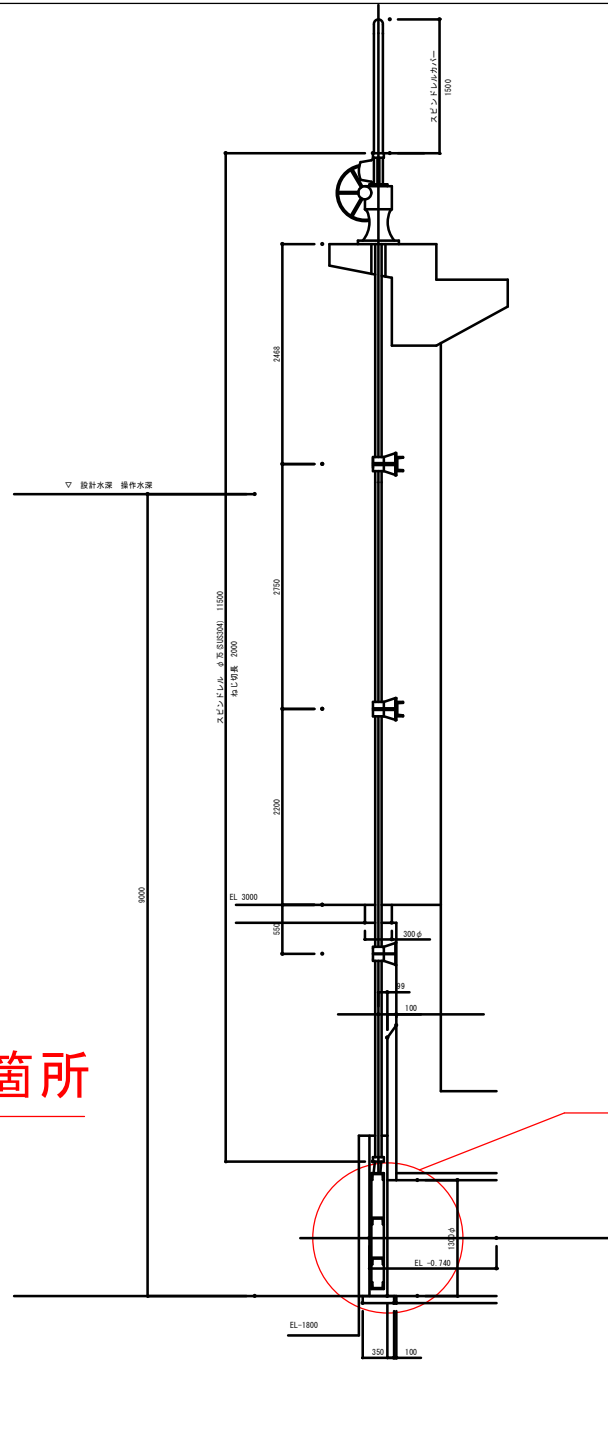
豊岩導水管断面図 S=1/100

委託名称	豊岩取水場導水管端部漏水調査業務委託		
図面名称	豊岩導水管断面図		
図面番号	2	縮尺	1/100
作成	令和5年6月		
秋田市上下水道局			



正面図

調査箇所



側面図

調査箇所

S=1/30

委託名称	豊岩取水場導水管端部漏水調査業務委託		
図面名称	豊岩取水ゲート正面図・側面図		
図面番号	3	縮尺	1/30
作成	令和5年6月		
秋田市上下水道局			